証券コード　3498
2019年11月12日

株　主　各　位

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞ヶ関キャピタル株式会社
代表取締役社長　河本　　幸士郎

第８期定時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社の第８期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年11月27日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．**日　　時**　2019年11月28日（木曜日）午前10時
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

２．**場　　所**　東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞が関コモンゲート西館　37階
霞山会館　牡丹の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．**目的事項**

報告事項
１．第８期（2018年９月１日から2019年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第８期（2018年９月１日から2019年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　　案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://kasumigaseki.co.jp/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://kasumigaseki.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年９月１日から
2019年８月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2018年９月１日から2019年８月31日まで）におけるわが国の経済は、政府や日銀による継続的な各種政策により、雇用や所得環境の改善が進み、景気は堅調に推移しました。また、海外経済においても総じて安定的に推移したものの、米中貿易摩擦の拡大や保護主義的な通商政策などの影響により、先行きは依然として不透明な状況です。

当社グループの主たる事業領域である国内再生可能エネルギー市場においては、エネルギー政策の基本的な方向性を示すため、エネルギー政策基本法に基づき、2018年７月、「第５次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。エネルギーミックスの確実な実現に向けて、2030年度の導入水準（22～24%）を達成するためのFIT制度（固定価格買取制度）の適切な運用と自立化を図るとともに、主力電源としての長期安定性、持続可能性の確保、円滑な大量導入に向けた取組み等が政策的課題である旨、指摘されておりますが、再生可能エネルギー事業の普及は、国の政策としての継続性が確保されており、今後も成長事業分野として拡大するものと考えられます。

不動産コンサルティング事業につきましては、低金利により、相対的に安定した利回りを得られるわが国の不動産への投資ニーズは高く、主要都市でのオフィス空室率の低下などによる収益性の向上等を背景に、不動産コンサルティング需要は依然旺盛な状況が続いております。ホテル市場においても、2020年の東京五輪開催や「観光立国」に向けた政府の各種政策等の効果もあり、アジア諸国を中心に訪日外国人観光客の増加傾向が続いております。

そのような状況下、当社グループは引き続き社会的潮流に着目した成長性及び社会的意義のある事業分野への投資及びコンサルティングに注力するとともに、投資機会の創出及び投資案件の収益最大化に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,352,982千円、営業利益は699,099千円、経常利益は639,688千円、親会社株主に帰属する当期純利益は435,470千円となりました。なお、当社グループは、2019年８月期より連結計算書類を作成しているため、前期との比較は行っておりません。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。
なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、ショッピングセンター事業を不動産コンサルティング事業へ移行しております。

イ．自然エネルギー事業

太陽光発電施設の開発において、３案件の売却を行いました。また保有している４施設の売電収入は順調に推移しました。その結果、売上高969,266千円、セグメント利益385,464千円となりました。

ロ．不動産コンサルティング事業

投資用不動産の売買及び投資家に対するコンサルティング受託が、順調に推移しました。また保有しているショッピングセンターフォルテにおける、各テナントからの賃料収入を含めた結果、売上高4,383,716千円、セグメント利益931,980千円となりました。

② 資金調達の状況

2018年11月28日をもって東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、公募増資により135,000株の新株式を発行し、402,408千円の資金調達を行いました。また、上場に伴う第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）により20,000株の新株式を発行し、59,616千円の資金調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は217,032千円であり、その主なものは、不動産コンサルティング事業にて保有している、ショッピングセンターフォルテの改修工事等であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び収益の状況

区　　分	第５期 (2016年８月期)	第６期 (2017年８月期)	第７期 (2018年８月期)	第８期 (2019年８月期) (当連結会計年度)
売　上　高(千円)	－	－	－	5,352,982
経　常　利　益(千円)	－	－	－	639,688
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	－	－	－	435,470
１株当たり当期純利益　(円)	－	－	－	163.49
総　資　産(千円)	－	－	－	6,944,258
純　資　産(千円)	－	－	－	1,556,733
１株当たり純資産　(円)	－	－	－	565.02

(注) １．当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第７期以前の状況は記載しておりません。
２．2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第５期 (2016年８月期)	第６期 (2017年８月期)	第７期 (2018年８月期)	第８期 (2019年８月期) (当事業年度)
売　上　高(千円)	973,769	1,266,389	4,041,067	5,335,034
経　常　利　益(千円)	61,144	118,670	342,335	636,688
当　期　純　利　益(千円)	61,152	70,355	227,960	432,470
１株当たり当期純利益　(円)	27.14	31.21	94.15	162.36
総　資　産(千円)	1,550,764	1,887,822	3,326,372	6,389,105
純　資　産(千円)	195,924	416,278	644,238	1,553,733
１株当たり純資産　(円)	86.95	118.18	266.08	563.93

(注) 2018年６月９日付で普通株式１株につき20株の株式分割、2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産を算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
匿名組合Alpha Energy	135百万円	－％（匿名組合出資であるため、議決権はありません。）	再生可能エネルギー発電事業に係る発電設備等の取得、保有、管理及び運営

（注）当連結会計年度において、合同会社Alpha Energyへ匿名組合出資を行うことにより、上記の匿名組合を重要な子会社に含めております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

① 太陽光発電における領域の開拓

当社グループはこれまで野立て太陽光発電を中心に自然エネルギー事業の展開を進めてまいりました。今後は、屋根上太陽光・カーポート型太陽光発電への着手や、営農型太陽光発電施設への事業展開も視野に引き続き注力してまいります。

その具体的な取組みについては、経験豊富な人材の獲得、取引企業及び金融機関等との積極的な情報交換によるネットワークの強化があります。

今後も、収益拡大に貢献する太陽光発電における領域の開拓のために各種施策の展開を図ってまいります。

② 不動産コンサルティング案件の開拓

当社グループはこれまで東京都内においてアパートメントホテルや保育士用社宅付認可保育園などの案件に取り組んでまいりましたが、今後は都内での案件開発に加え、各主要観光都市を重点エリアとした全国展開にも注力してまいります。

不動産コンサルティング案件の開拓において今後、さらなる事業の拡大には、組織だった案件ソーシングが必要であります。その課題を改善するため、経験豊富な人材の獲得を進め、また教育・研修等により人材の底上げを図ってまいります。

③ ショッピングセンターのバリューアップ

当社グループが所有するショッピングセンターは、地域に密着した経営方針のもと運営してまいりました。長引く景気の低迷及び人口の減少等により、消費が上向かない小売業界は、競争及び事業環境の変化も激しく推移しております。

そのような状況下、当社グループのショッピングセンター運営における収益構造は、固定賃料及び変動賃料（売上歩合）となっており、販売用不動産としての価値を向上させるためには、テナントの売上を上昇させて物件としてのNOI（注）を増加させることが当面の課題となっております。

テナント売上の上昇を図るためには、常にバリューアップに取り組んでいく必要があると考えております。それに対する具体的な施策として、閉館していた映画館（7シアター）を2018年7月4日に再開し、フードコートの設置による集客向上等様々な施策を取り組んでおります。

また、有力テナントの誘致等のテナント戦略を実行し、ショッピングセンター事業の価値向上を図ってまいります。

（注）Net Operating Incomeの略。投資用不動産の収益力を示す指標。総賃料収入から、実際に発生した経費（管理費、固定資産税など）を除外して当該物件の収益を算出する。

④　資金調達能力の向上

当社グループの自然エネルギー事業及び不動産コンサルティング事業の発展・拡大に向けて、資金調達能力を向上させる必要があります。自然エネルギー事業は、太陽光発電施設を中心とした自然エネルギー施設開発等多額の資金を要する事業であります。今後当社グループが持続的な成長を達成するためには、円滑な資金調達環境を作り上げる必要があります。また、不動産コンサルティング事業においても、資金需要が旺盛であり、かつ機動的な資金も必要であります。

そのために、資本市場における情報収集及び分析に努めるほか、調達先の多様化、先進的な調達手法の検討や取引金融機関との関係強化に取り組んでまいります。

⑤　人材の確保と育成

当社グループがさらなる事業拡大を図り、変化する事業環境に柔軟に対応し、当社グループの強みとなる専門性を高め差別化を図っていくためには、多様性のある人材の確保と育成が重要です。

当社グループでは優秀で専門性の高い人材にとって魅力ある会社であるために、パフォーマンスに対する公正な評価及びフォローアップ体制と、教育体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

⑥　内部管理体制の強化

継続的に当社グループが成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。

具体的には、監査役と内部監査担当者との積極的な連携、定期的な内部監査の実施、有効かつ効果的な監査役監査の実施、社内経営陣によるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の開催、従業員に対する各種コンプライアンス研修の実施を通じて内部管理体制を強化してまいりたいと考えております。

⑦　地域との共存・協調

当社グループが営む自然エネルギー事業及び不動産コンサルティング事業においては、様々な地域との良好な関係が重要となります。経営理念においてもそれぞれの地域を尊重し新たな価値を創ることを掲げ、常に地域に根差した事業を行っております。当社グループの事業が地域に貢献することは当社グループの評判の向上にも繋がり、次なる案件の開拓にも繋がります。今後とも地域との共存と協調を尊重しながら事業を展開してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2019年８月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
自然エネルギー事業	太陽光発電施設からの売電、太陽光発電施設の開発
不動産コンサルティング事業	不動産に関するコンサルティング、開発

⑹ **主要な営業所及び工場**（2019年８月31日現在）

本社：東京都千代田区霞が関三丁目２番１号　霞が関コモンゲート西館　20階

⑺ **使用人の状況**（2019年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
自然エネルギー事業	6名
不動産コンサルティング事業	17名
全社（共通）	15名
合　計	38名

（注）当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名	14名増	35.3歳	１年5ヶ月

（注）１年間で14名増加しましたのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,446,354 千円
株式会社みずほ銀行	571,253 千円
株式会社きらぼし銀行	552,700 千円
株式会社東日本銀行	48,332 千円
株式会社商工組合中央金庫	34,570 千円
株式会社武蔵野銀行	20,000 千円

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2018年11月28日をもちまして、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2．株式の状況（2019年８月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　　4,800,000株

⑵ **発行済株式の総数**　　1,377,600株

（注）１．2018年11月27日を払込期日とする公募増資及び2018年12月26日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は155,000株増加しております。

２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は12,000株増加しております。

⑶ **株主数**　　509名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
小川　潤之	681,520　株	49.47　%
河本　幸士郎	188,200	13.66
川口　正人	80,000	5.81
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	66,326	4.81
石井　晃	64,500	4.68
加藤　裕司	53,200	3.86
小澤　幹生	45,800	3.32
文　智勇	30,000	2.18
株式会社トリプル・アイ	28,000	2.03
山下　幸三	14,300	1.04

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

2019年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が1,377,600株増加し、2,755,200株となっております。

また、会社法第184条第２項の規定に基づき、株式分割の効力発生日である2019年９月１日をもって当社定款第６条を変更し、発行可能株式総数は4,800,000株増加して9,600,000株となっております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2016年６月30日	2017年11月28日	2018年６月８日
新株予約権の数		3,620個	1,150個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 72,400株 （新株予約権１個につき20株）	普通株式 23,000株 （新株予約権１個につき20株）	普通株式 2,000株 （新株予約権１個につき20株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 25,000円 （１株当たり 1,250円）	新株予約権１個当たり 43,000円 （１株当たり 2,150円）	新株予約権１個当たり 50,000円 （１株当たり 2,500円）
権利行使期間		2018年７月１日から2026年６月30日まで	2019年11月29日から2027年11月28日まで	2020年６月９日から2028年６月８日まで
行使の条件		（注） 1	（注） 1	（注） 1
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 3,620個 目的となる株式数 72,400株 保有者 ２人	新株予約権の数 1,150個 目的となる株式数 23,000株 保有者 ２人	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 2,000株 保有者 １人

（注） １．新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。

イ）新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。

ロ）新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

２．2018年６月８日開催の取締役会決議により、2018年６月９日付で普通株式１株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

３．上記のうち、第３回において取締役２名に付与している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

４．社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

５．2019年９月１日付で普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の新株予約権の状況を記載しております。

⑵ **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2019年８月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	小川　潤之	―
代表取締役社長	河本　幸士郎	―
取締役	廣瀬　一成	管理本部長兼経理部長
取締役	緒方　秀和	投資事業本部長兼自然エネルギー部長
取締役	鈴木　健仁	社長室長
取締役	森　一雄	―
常勤監査役	佐々木　敏夫	―
監査役	松村　正哲	松村総合法律事務所代表 株式会社global bridge HOLDINGS監査役
監査役	原田　昌平	仙石山監査共同事務所代表 全国農業協同組合連合会監事 CITIC Limited 獨立非執行董事 一般社団法人日本クラウドファンディング協会理事 MULプライベートリート投資法人監督役員

（注）１．取締役森一雄氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役佐々木敏夫氏、監査役松村正哲氏、監査役原田昌平氏の３氏は、社外監査役であります。
３．監査役原田昌平氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役森一雄氏、常勤監査役佐々木敏夫氏、監査役松村正哲氏及び監査役原田昌平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役森一雄氏、監査役松村正哲氏及び監査役原田昌平氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役 （うち社外取締役）	6名 （1）	78,600千円 (5,400)
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	21,150 (21,150)
合計 （うち社外役員）	9 （4）	99,750 (26,550)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2018年３月29日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2018年11月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役松村正哲氏は、松村総合法律事務所の代表及び株式会社global bridge HOLDINGSの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役原田昌平氏は、仙石山監査共同事務所の代表、全国農業協同組合連合会監事、CITIC Limitedの獨立非執行董事、一般社団法人日本クラウドファンディング協会理事及びMULプライベートリート投資法人監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役	森　一雄	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回に出席いたしました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	佐々木　敏夫	当事業年度に開催された取締役会30回のうち30回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、議案の審議に必要な発言をする等、企業経営分野に係わる専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	松村　正哲	当事業年度に開催された取締役会30回のうち28回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に法務全般に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	原田　昌平	当事業年度に開催された取締役会30回のうち27回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づく書面による取締役会決議が２回ありました。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　太陽有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,900千円

（注）1．会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である株式上場に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が「内部統制システムに関する基本方針」において定めている業務の適正を確保するための体制の内容の概要は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図ります。

ロ．取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、当社に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努めております。

ハ．取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招く恐れを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報します。

ニ．コンプライアンスに関する相談又は不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実効性を高めております。

ホ．法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長が内部監査室長及び内部監査担当者を指名し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施しております。

ヘ．財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備しております。

ト．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、当社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、役職員に周知徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

ロ．取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができます。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクごとの把握と対応を行う体制をとっております。

ロ．重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施できる体制をとっております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について意思決定を行っております。

ロ．「経営会議規程」に基づき、常勤取締役、常勤監査役で構成する経営会議を原則毎月１回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行っております。

ハ．業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

⑤　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況を確認します。

ロ．取締役及び使用人は、主な業務執行について適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

ハ．取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に又は随時監査役に事業の報告を行います。

ニ．取締役及び使用人に対し、監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わないものとしています。

⑥　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができます。

ロ．監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保します。

ハ．監査役がその職務の執行のために必要と認められる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担します。

⑦　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備しております。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前項に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①　コンプライアンス体制について

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、研修、会議体通知、回覧等を通じて全役職員のコンプライアンス意識の向上に努めております。当事業年度はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を６回開催し、当社のコンプライアンス上の諸問題への対応を行っております。

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・プログラム」及び「コンプライアンス・マニュアル」に基づいた内部通報制度によりコンプライアンス相談窓口を設置し、コンプライアンス違反行為に関する相談・通報を適正に処理する体制を整備しております。

反社会的勢力との関わりが疑われる場合には、「反社会的勢力排除マニュアル」に基づき迅速かつ適切な対応を図れるよう社内体制を整備しております。また、必要に応じて外部の専門機関との協力体制も整備しております。

②　リスク管理体制について

「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、当社の経営に係わるリスクの把握に努め適切に対応しております。当事業年度はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を６回開催し、適宜リスクの評価、見直しを行っております。

③　取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を30回開催し（その他書面決議が２回）、法令又は定款に定められた事項その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、当社は常勤取締役、常勤監査役で構成する経営会議を原則毎月１回開催し、「経営会議規程」において定められた会社運営に関する重要な事項について審議・決定しております。

「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、各部の業務分掌を各職位の責任と権限を明確化し、取締役会の決定に基づく業務執行の効率化を図っております。

④　内部監査の実施について

当社は代表取締役社長の直轄の部門として内部監査室を設置しており、その監査活動を通じて内部統制機能の強化に努めております。内部監査室の人員は１名でありますが、監査の内容により、その業務に通じた社員を補助者として選任し、当社各部門を対象に、法令、社内規程、経営方針、経営計画に基づいて業務運営並びに財産保全が適切に行われているかについて現地監査を実施し、必要に応じて是正勧告等を行っております。また、その監査結果について取締役及び監査役並びに関係部署に報告しております。

内部監査室は監査役会と定期的に意見交換を行い、各監査業務が効率的かつ実効的に行われているか相互に確認をしております。

⑤　監査役の職務の執行について

「監査役監査規程」及び「監査役会規程」を定め、監査役は当事業年度において監査役会を13回実施し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会への出席や、会計監査人並びに内部監査担当者との情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行の監査を行っております。

７．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,794,899**	**流動負債**	**1,751,629**
現金及び預金	572,671	短期借入金	570,000
売掛金	134,428	1年内償還予定の社債	20,000
営業投資有価証券	170,000	1年内返済予定の長期借入金	265,978
開発事業等支出金	640,778	リース債務	7,792
販売用不動産	3,436,864	未払金	500,505
前払金	681,161	未払費用	39,779
その他	160,455	未払法人税等	175,349
貸倒引当金	△1,460	賞与引当金	58,948
固定資産	**1,146,333**	その他	113,275
有形固定資産	**947,172**	**固定負債**	**3,635,895**
建物及び構築物	25,157	社債	80,000
機械装置及び運搬具	329,786	長期借入金	3,387,231
工具器具備品	3,557	リース債務	23,193
土地	420,206	資産除去債務	21,404
リース資産	168,463	長期預り敷金	124,066
無形固定資産	**19,881**	**負債合計**	**5,387,524**
リース資産	14,481	**(純資産の部)**	
その他	5,400	**株主資本**	**1,556,733**
投資その他の資産	**179,280**	**資本金**	**408,512**
投資有価証券	400	**資本剰余金**	**313,510**
繰延税金資産	2,879	**利益剰余金**	**834,711**
その他	176,000	**純資産合計**	**1,556,733**
繰延資産	**3,025**		
社債発行費	3,025		
資産合計	**6,944,258**	**負債純資産合計**	**6,944,258**

連結損益計算書

（2018年９月１日から
2019年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,352,982**
売上原価		**3,559,874**
売上総利益		**1,793,108**
販売費及び一般管理費		**1,094,009**
営業利益		**699,099**
営業外収益		
受取利息	7	
ポイント引当金戻入益	7,823	
為替差益	1,430	
雑収入	3,002	**12,263**
営業外費用		
支払利息	39,408	
アレンジメント手数料	31,787	
その他	478	**71,674**
経常利益		**639,688**
税金等調整前当期純利益		**639,688**
法人税、住民税及び事業税	232,351	
過年度法人税等戻入額	△10,461	
法人税等調整額	△17,671	**204,217**
当期純利益		**435,470**
親会社株主に帰属する当期純利益		**435,470**

連結株主資本等変動計算書

（2018年９月１日から
2019年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	170,000	74,998	399,240	644,238	644,238
当連結会計年度変動額					
新株の発行	238,512	238,512	－	477,024	477,024
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	435,470	435,470	435,470
当連結会計年度変動額合計	238,512	238,512	435,470	912,494	912,494
当連結会計年度末残高	408,512	313,510	834,711	1,556,733	1,556,733

貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**5,104,698**	**流動負債**	**1,199,476**
現金及び預金	558,675	短期借入金	20,000
売掛金	128,699	1年内償還予定の社債	20,000
営業投資有価証券	170,000	1年内返済予定の長期借入金	265,978
開発事業等支出金	21,903	リース債務	7,792
販売用不動産	3,436,864	未払金	500,363
前払金	681,161	未払費用	37,951
前払費用	47,723	未払法人税等	175,349
その他	61,130	前受金	26,651
貸倒引当金	△1,460	預り金	27,729
固定資産	**1,281,381**	預り敷金	54,683
有形固定資産	**947,172**	賞与引当金	58,948
建物	25,157	その他	4,027
機械装置	319,051	**固定負債**	**3,635,895**
車両運搬具	10,735	社債	80,000
工具器具備品	3,557	長期借入金	3,387,231
土地	420,206	リース債務	23,193
リース資産	168,463	資産除去債務	21,404
無形固定資産	**19,881**	長期預り敷金	124,066
リース資産	14,481	**負債合計**	**4,835,371**
その他	5,400	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**314,327**	**株主資本**	**1,553,733**
投資有価証券	400	**資本金**	**408,512**
出資金	628	**資本剰余金**	**313,510**
関係会社有価証券	135,047	資本準備金	313,510
長期前払費用	85,089	**利益剰余金**	**831,711**
繰延税金資産	2,879	その他利益剰余金	831,711
その他	90,282	特別償却準備金	60,269
繰延資産	**3,025**	繰越利益剰余金	771,441
社債発行費	3,025	**純資産合計**	**1,553,733**
資産合計	**6,389,105**	**負債・純資産合計**	**6,389,105**

損 益 計 算 書

（2018年９月１日から
2019年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,335,034**
売上原価		**3,559,874**
売上総利益		**1,775,159**
販売費及び一般管理費		**1,085,750**
営業利益		**689,409**
営業外収益		
受取利息及び配当金	7	
ポイント引当金戻入益	7,823	
為替差益	1,430	
雑収入	2,703	**11,964**
営業外費用		
支払利息	35,381	
社債利息	180	
社債発行費償却	336	
アレンジメント手数料	28,787	**64,685**
経常利益		**636,688**
税引前当期純利益		**636,688**
法人税、住民税及び事業税	232,351	
過年度法人税等戻入額	△10,461	
法人税等調整額	△17,671	**204,217**
当期純利益		**432,470**

株主資本等変動計算書

（2018年９月１日から
2019年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
			特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	170,000	74,998	80,359	318,880	399,240	644,238	644,238
当期変動額							
新株の発行	238,512	238,512	－	－	－	477,024	477,024
当期純利益	－	－	－	432,470	432,470	432,470	432,470
特別償却準備金の取崩	－	－	△20,090	20,090	－	－	－
当期変動額合計	238,512	238,512	△20,090	452,560	432,470	909,494	909,494
当期末残高	408,512	313,510	60,269	771,441	831,711	1,553,733	1,553,733

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月21日

霞ヶ関キャピタル株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤　哲　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石井　雅也　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、霞ヶ関キャピタル株式会社の2018年９月１日から2019年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月21日

霞ヶ関キャピタル株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　齋藤　哲　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　石井　雅也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、霞ヶ関キャピタル株式会社の2018年９月１日から2019年８月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年9月1日から令和元年8月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査役からの監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び太陽有限責任監査法人（以下、「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。また、子会社については、その資産運営状況等の確認を行いました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、業務の適正を確保するための必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③　会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年10月23日

霞ヶ関キャピタル株式会社　監査役会

常勤監査役　佐々木　敏　夫　㊞

監　査　役　松　村　正　哲　㊞

監　査　役　原　田　昌　平　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、事業発展及び経営基盤強化のために内部留保を確保しつつ、経営成績や当社を取り巻く事業環境を勘案して、内部留保とのバランスを保ちながら収益の増加に連動した配当の実施を検討していく方針としております。

また、当社は2018年11月28日をもちまして、東京証券取引所マザーズ市場に上場することができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

第８期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき当期の業績等を勘案したうえで、東京証券取引所マザーズ市場への上場を記念いたしまして１株当たり40円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類

金銭といたします。

(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金40円（上場記念配当40円）といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、55,104,000円となります。

（注）当社は2019年９月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施しております。当期（第８期）の期末配当につきましては、配当基準日が2019年８月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日

2019年11月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役１名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小川（おがわ）　潤之（ひろゆき） （1977年８月９日）	2001年11月　三井不動産販売株式会社（現三井不動産リアルティ株式会社）　入社 2005年３月　グローバンス株式会社　入社 2006年10月　クレディ・スイス・プリンシパルインベストメンツ　入社 2007年５月　ファンド・ディレクション株式会社　代表取締役 2012年10月　合同会社フォルテ（現当社）　入社 2015年８月　当社　最高財務責任者 2016年４月　当社　取締役最高財務責任者 2017年11月　当社　取締役最高執行責任者兼最高投資責任者 2018年４月　当社　取締役最高執行責任者 2019年４月　当社　取締役会長（現任）	681,520株
2	河本（こうもと）　幸士郎（こうしろう） （1973年11月24日）	1999年４月　明豊ファシリティワークス株式会社　入社 2001年４月　株式会社リアルワークス　入社 2003年６月　グローバンス株式会社　入社 2006年11月　グロブナー・ファンド・マネジメント・ジャパン・リミテッド　入社 2014年12月　合同会社フォルテ（現当社）　入社 2015年８月　当社代表取締役社長（現任）	188,200株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	廣瀬一成（ひろせかずなり） （1974年8月24日）	1997年４月　和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）　入社 2005年10月　メリルリンチ日本証券株式会社（現三菱UFJモルガンスタンレーPB証券株式会社）　入社 2008年１月　株式会社新生銀行　入行 2009年７月　SMBCフレンド証券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）　入社 2016年３月　当社入社　経営企画室長 2016年４月　当社　取締役最高管理責任者 2017年９月　当社　取締役最高管理責任者兼経営管理部長 2018年４月　当社　取締役最高財務責任者 2019年２月　当社　取締役最高財務責任者兼財務経理部長 2019年４月　当社　取締役管理本部長兼経理部長 2019年９月　当社　取締役管理本部長兼経理部長兼広報・IR部長（現任）	－
4	緒方秀和（おがたひでかず） （1980年8月28日）	2003年４月　株式会社ゼファー　入社 2005年８月　グローバンス株式会社　入社 2006年12月　PAGインベストメント・マネジメント株式会社　入社 2017年９月　当社入社　執行役員（現任） 投資事業部長 2018年４月　当社　取締役最高投資責任者 2018年11月　当社　取締役最高投資責任者兼投資事業部長 2019年４月　当社　取締役投資事業本部長 2019年６月　当社　取締役投資事業本部長兼自然エネルギー部長 2019年９月　当社　取締役投資事業本部長兼プロパティマネジメント事業部長（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	※ 川口 正人（かわぐち まさと） （1974年5月21日）	1997年４月　有限会社弘栄不動産　入社 2002年１月　三井不動産販売株式会社（現三井不動産リアルティ株式会社）　入社 2006年８月　シティグループ・プリンシパル・ファイナンス・ジャパン合同会社　入社 2010年10月　マーキュリアインベストメント株式会社　入社 2018年４月　株式会社メイプルズ　入社 2019年９月　当社入社　執行役員　戦略投資事業本部長兼自然エネルギー事業部長（現任）	80,000株
6	森 一雄（もり かずお） （1952年12月11日）	1977年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）　入行 1991年４月　同行 ベルリン駐在員事務所首席駐在員 1994年10月　ドイツ興銀　出向　取締役　営業統括 1997年６月　興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）　出向 1999年９月　同社　シンジケーション部長 2000年８月　同社　市場開発部長 2001年５月　新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）　出向　資本市場本部　部長 2002年５月　同社　入社　インベストメントバンキング４部長 2004年４月　同社　インベストメントバンキング１部長 2006年４月　同社　執行役員　企業金融５部長 2008年６月　同社　執行役員　M&Aアドバイザリー部門担当 2009年５月　みずほ証券株式会社　執行役員　グローバル投資銀行部門　M&A関連担当 2010年４月　日本証券テクノロジー株式会社　入社　常務執行役員 2011年４月　同社　取締役 2013年５月　同社　シニアフェロー 2014年２月　株式会社リガク　入社　社長室　理事 2015年４月　森総合事務所（現任） 2017年11月　当社　社外取締役（現任）	－

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．森一雄氏は、社外取締役候補者であります。
４．森一雄氏を社外取締役候補とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は、長年の金融機関での勤務で培った専門的な知識・経験を有しております。経営から独立した客観的かつ中立的な立場から当社の経営に関して的確な助言を頂けるものと期待し、選任をお願いするものであります。
５．森一雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
６．当社は、森一雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、森一雄氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、森一雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
８．各候補者の所有する当社の株式数の数は、2019年９月１日付で実施した株式分割前の当期末（2019年８月31日）現在の株式数を記載しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
戸田千史（とだちふみ） (1950年５月26日)	1974年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）　入行 1996年６月　同行　証券営業部副部長 1998年２月　同行　難波支店長 2000年９月　株式会社みずほホールディングス　個人業務部長 2002年６月　興和不動産株式会社　総務本部関係会社室長 2004年７月　同社　執行役員ビル事業本部営業統括部長 2009年３月　ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社　代表取締役社長 2014年３月　品川インターシティマネジメント株式会社　代表取締役社長	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．戸田千史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．戸田千史氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と金融業界及び不動産業界における幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため、補欠の社外監査役候補者として選任いたしました。

４．戸田千史氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年３月29日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を付与するための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案のご承認が得られた場合、引き続き取締役の員数は６名（うち社外取締役１名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年24千株以内といたします。ただし、本議案のご承認が得られた日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものといたします。なお、１株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定いたします。

本制度による譲渡制限付株式の割当てに当たっては、当社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

（1）　譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より１年間から５年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2)　退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)　譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)　組織再編における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)　その他

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改訂の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の従業員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社普通株式を割当てる予定です。

以　上

メ　モ

メ　モ

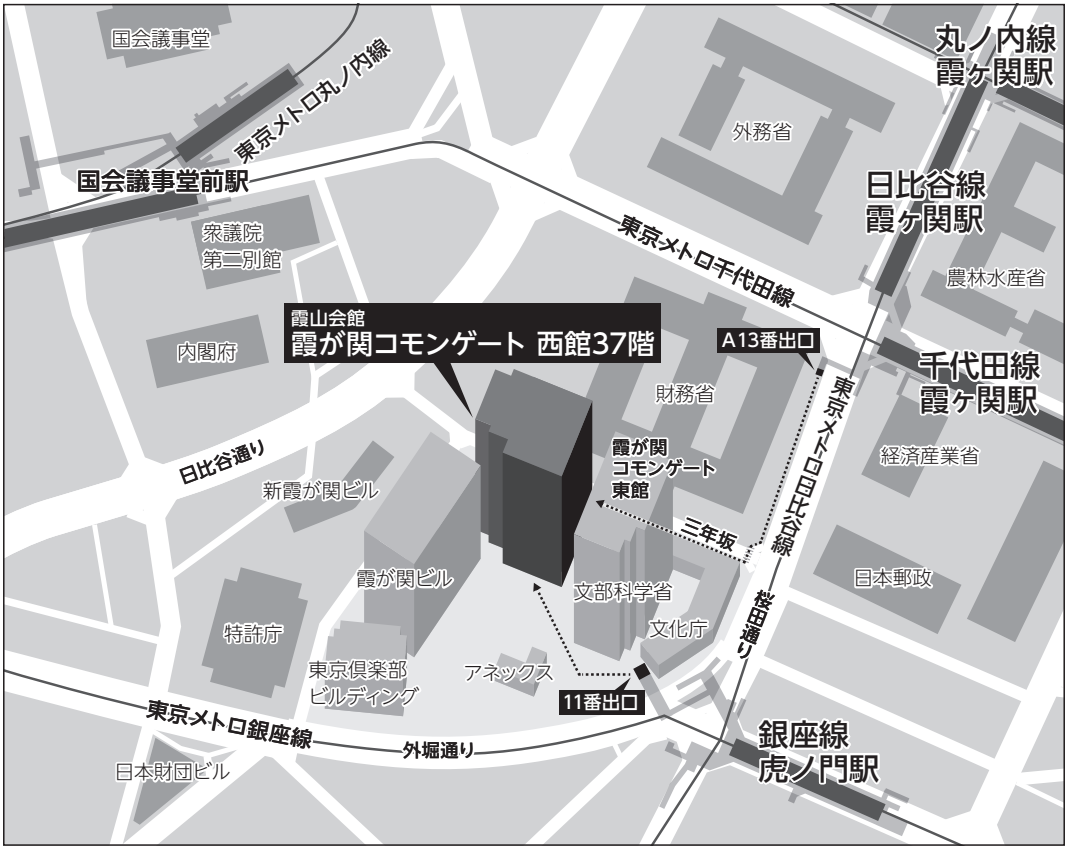
株主総会会場ご案内図

会場 **霞が関コモンゲート西館37階　霞山会館　牡丹の間**
東京都千代田区霞が関三丁目２番１号

電話 03－3581－0401

交通 **東京メトロ**
- **銀座線「虎ノ門」駅** ― **11番出口から徒歩１分**
- **千代田線**
- **日比谷線「霞ヶ関」駅** ― **A13番出口から徒歩５分**
- **丸ノ内線**

※駐車場のご準備はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。



UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。